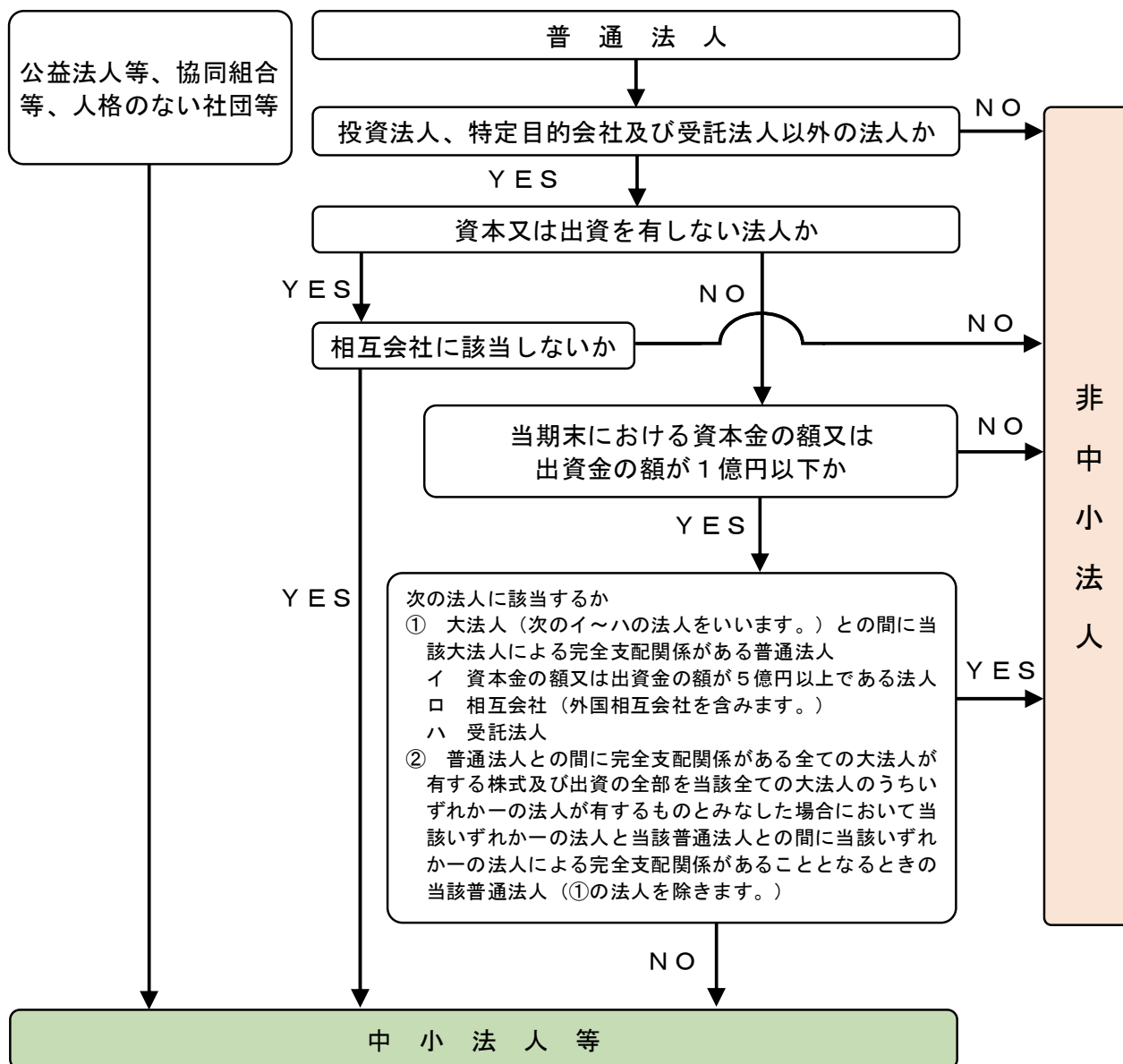


(3) 別表七(一)における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります（法57⑪）。中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。